

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十三年十二月二十六日(月)

午前十時開会

日程	事件番号	事 件 名	備考
第一		会期について	
第二	認定第一号	平成二十二年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	
第三	議案第五号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	
第四	議案第六号	消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	

平成二十三年十二月二十六日

守口市門真市消防組合議定会定例会会議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

○ 議事日程

平成二十三年十二月二十六日(月) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 認定第一号 平成二十二年度守口市門真市

消防組合会計歳入歳出決算の
認定について

日程第三 議案第五号 非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例の一部を改正
する条例案

日程第四 議案第六号 消防職員の給与に関する条例
等の一部を改正する条例案

○ 出席議員(十五名)

一番	岡本宗城君
二番	内海武寿君
三番	戸田久和君
四番	佐藤親太君
五番	吉水丈晴君
六番	福田英彦君
七番	亀井淳君
八番	福西寿光君
九番	西田久美君
十番	服部浩之君
十一番	小鍛冶宗親君
十二番	木村剛久君
十三番	澤井良一君
十四番	甲斐礼子君
十五番	池嶋一夫君

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹君
副管理者	園部一成君
消防長	住岡郁男君
次長	深澤雄二君
守口消防署長	奥田修次君
門真消防署長	児玉勝美君
総務課長	藤原喜嗣君
予防課長	三田薫君
警備課長	稲田英之君
司令課長	長谷部恒夫君
特別救助隊長	脇田和治君
会計管理者	井上良一君

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	谷本芳夫君
守口市危機管理課長	南一義君
門真市総務部長	森本訓史君
門真市危機管理課長	土井保君

○ 議会事務局出席職員

総務課参事	益井治美
総務課参事	橋本浩司
総務課課長補佐	山田幸彦
総務課総務係主任	阪本利弘

~~~~~

午前十時開会

○ 議 長（池嶋 一夫君） これより、組合議会定例会を

開会いたします。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件はすべて重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

次に、さきの選挙で守口市長に当選され、協議の結果、消防組合の管理者に就任されました西端管理者よりごあいさつを受けることといたします。

○ 管理者（西端 勝樹君） 皆さんおはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末、何かとお忙しい中にも

かわりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本消防組管理者の職務につきましては、園部門真市長と協議の上、本年八月八日から、私はその任に当たらせていただくことになりました。これはこの上ない光栄と、改めてその責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。もとより微力ではございますが、決意を新たにいたしました。市民の生命財産を守り、消防行政の発展のため、最善の努力をいたす所存でございます。何とぞ、今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、平成二十二年度会計歳入歳出決算の認定を初め、条例の御審議をお願いいたしますことといたしております。いずれも、重要かつ急を要するものでございますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○ 議 長（池嶋 一夫君） それでは、これより会議を開

きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ 書 記（益井 治美君） 御報告申し上げます。

本日は十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 定足数は超えておりますので、

会議は成立いたします。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番内海議員、

十三番澤井議員にお願いを申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あ

て報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のお

り、これらの概略報告をいたしておりますので、これをも

って視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われ

ました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告

がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事

日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第四、

議案第六号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」までの計四件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、

会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、認定第一号「平成二十二年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

○ 六 番（福田 英彦君） 議長

○ 六 議 長（池嶋 一夫君） 福田議員

○ 六 番（福田 英彦君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題とされました認定第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略され

ることを望みます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） ただいま福田議員から、認定

第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文にのみとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。

よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 (池嶋 一夫君) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 書 記 (益井 治美君) 認定第一号

平成二十二年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

平成二十二年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算を、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十三年十二月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

- 議 長 (池嶋 一夫君) 提案理由の説明を求めます。

- 総務課長 (藤原 喜嗣君) 議長

- 議 長 (池嶋 一夫君) 藤原総務課長

- 総務課長 (藤原 喜嗣君) ただいま御上程賜りました認定第一号「平成二十二年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算について」御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、歳入総額三十七億二千七百  
万一千二百九十七円でございます。前年度と比較しますと  
六・三%の減となっております。

また、歳入の九十三・九%を占めます分担金につきましては、前年度と比較して九・四%の減となります。両市の  
分担金比率は、守口市が五十三・一%、門真市が四十六・  
九%でございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額三十七億六百九十  
五万七千八百七十二円、前年度と比較いたしましたして、六・五%  
の減でございます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております付議事件  
参考資料認一の一の認定第一号関係参考資料をお開き願  
いと存じます。

歳出におけます経費の分析でございますが、人件費八十  
七・〇%、物件費は四・二%、投資的経費が五・七%、そ  
の他の経費といたしまして三・一%といった構成比率とな  
っております。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、  
前年度比三億九千八百九十一万二千三百五十七円、率にい  
たしまして一一・〇%減少いたしております。減少した主  
な要因といたしましては、退職手当が三億九百六十二万二

百九十円減少したことによるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書、二十一ページをお開き願いたく存じます。

一款議会費及び二款総務費につきましては、特段申し上げることはございません。

次に、二十四ページでございますが、三款の消防費は三十六億五千二百五十三万五千二十一円、執行率にいたしまして九十九・四％となっております。

二十五ページの九節の旅費、研修旅費につきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入校させております研修派遣に要しました費用でございます。

続きまして、二十六ページ、十一節需用費七千四百八十万三千六十四円のうち、消耗品費につきましては、職員貸与被服及び消耗資器材等の費用でございます。また、修繕料は、消防車両及び消防機械器具並びに指令システム関係の修繕及び部品の交換、部品の取替え等に要したものでございます。

次に、十四節のうち使用料は、一一九番回線並びに発信地表示システムの使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署並びに上野口、葺島両

出張所の土地の賃借料でございます。

続きまして、二十七ページ十五節工事請負費は、千石出張所浴室改修工事、消防本部の車両整備認証工場床改修工事等に要しました費用でございます。

十八節の備品購入費のうち、事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急資器材の購入費でございます。

十九節の研修負担金につきましては、先ほど研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要した費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費の十五節工事請負費七百八十八万五千五百円は、消防本部自家発電設備改修工事及び守口本署更衣室等改修工事に要しました費用でございます。

十七節公有財産購入費は、庭窪大久保統合庁舎建設用地の購入に要しました費用でございます。

十八節備品購入費は、守口本署配備の指揮車と査察広報車、門真本署配備の指揮車、指揮広報車、査察広報車、葺島出張所配備の小型水槽付消防ポンプ自動車、庭窪出張所配備の高規格救急自動車の計七台に要しました自動車等購入費用でございます。



続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページにお戻りいただきたいと存じます。

一款分担金及び負担金につきましては、三十四億九千九百六十八万七千円が調定、収入されております。

次に、十六ページ三款の国庫支出金ですが、消防本部の耐震診断及び実施設計に要しました費用に対します国庫補助金でございます。

続きまして、十六ページ四款の府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金及び消防ヘリコプター運営費負担金に対します府補助金でございます。

続きまして、十七ページの五款の財産収入でございますが、特殊車両整備積立金基金利子及び廃車売払い収入でございます。

次に、十八ページ八款の組合債でございますが、先ほど歳出で申し上げました、指揮車、指揮広報車、査察広報車、小型水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車並びに庭窪大久保統合庁舎建設予定地の購入に対し、一億五千七百万円を借り入れたものでございます。

以上の歳入合計三十七億二千七百万一千二百九十七円から歳出合計三十七億六千九百九十五万七千八百八十二円を差し引き

ました、二千五百五十五万五千五百円を平成二十三年度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に雑駁な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

○ 十四番（甲斐 礼子君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 甲斐議員

○ 十四番（甲斐 礼子君） 少し教えていただきたいんですけれども、三つ質問がございます。

まず、歳入の国庫支出金についてなんですけれども、予算現額よりも三百五十万五千円減となっている理由を少し教えていただきたいところと、歳出部分におきまして、消防費の予算現額よりも支出額が二千万ほど、執行金額が少なくなっている理由とその理由を教えてください。と、もう一つは、先日、私初めて一号線で現物を見せていただいたんですけれども、物品の中の査察広報車、この十七号というのは実際に見せていただいたんですけれど、主にどのようなことをされているのか、この三つ少し教えていただきたいと思えます。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 私の方から二点、国庫支出金と消防費についてお答えさせていただきます。

甲斐議員の御質問のうち、国庫支出金及び消防費についてお答えいたします。

国庫支出金につきましては、消防本部の耐震診断に係るものでございます。総事業費に対して国から補助金として支出されますが、指名競争入札を行い、総事業費が当初予算より減額で契約したことにより、補助金も減額になったことに伴う差額でございます。

次に、消防費についてでございますが、災害対応分として計上しております職員手当、備品購入等に伴う入札行為や入札に至らなかった見積徴取による契約額の減額により、当初予算との差額になっております。

○ 予防課長（三田 薫君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 三田予防課長

○ 予防課長（三田 薫君） 甲斐議員御質問の査察広報車について御説明いたします。

査察広報車は、現在、消防本部、守口消防署、門真消防署にそれぞれ一台配備しております。

消防本部配備の査察広報車は、普通車のワンボックスタイプ

プで、両消防署配備の査察広報車は、管内の道路事情などの理由により軽四輪車両でありまして、それぞれ赤色の塗装としており、緊急車両の仕様となっております。

甲斐議員が御覧になったのは、守口消防署配備の十七号車のことです。

査察広報車の主たる利用状況でございますが、通常、消防本部の予防課員及び両消防署の予防査察係員が利用しております。防火対象物また危険物施設の立入検査、それから完成検査などの折などに使用しております。さらに、広報関係におきましても、通常の火災予防に関する広報宣伝また火災予防運動などの各種の行事などに資器材、人員の搬送などにも使用しております。

また、これらの車両が緊急車の登録をしておりますのは、危険物施設の火災事故など、万が一、現場におきまして、予防係員、予防課関係職員の応援が必要な時など素早く現場への対応ができるものでございます。

以上でございます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 甲斐議員

○ 十四番（甲斐 礼子君） ありがとうございます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより認定第一号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に移ります。日程第三、議案第五号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 書 記（益井 治美君） 議案第五号  
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十三年十二月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 議 長（池嶋 一夫君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） それでは、議案第五号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の付議事件議五の一及び二を開き願いたいと存じます。併せまして、参考資料議五の一から六についても御参照賜りたいと存じます。

本条例案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が制定され、その中で、障害者自立支援法の一部改正が行われました。この改正の施行期日が、平成二十四年四月一日とされたところです。またその一部は、平成二十三年十月一日とされました。この改正に伴い、引用いたしております条項に移動が生じたため、議案に記載しておりますとおり、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、第一条でございますが、障害者自立支援法第五条に、第四項として同行支援の定義規定が新たに一項加えられたことにより、一項ずつ繰り下げられたことに伴う改正でございます。

次に、第二条でございますが、同法第五条中児童デイサービス の定義規定であります第八項を削り、一項ずつ繰り上げられたことに伴う改正でございます。

なお、その他の改正につきましては、文言の整備によるものでございますので、内容についての改正はございません。

最後に、この条例の附則といたしまして、施行期日を第一条は公布の日から、第二条は平成二十四年四月一日からとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 「討論なし」と呼ぶ者あり  
討論を終結いたします。

これより議案第五号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、  
本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第四、議案第六号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 書 記（益井 治美君） 議案第六号

消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案  
消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、  
次のように制定する。

平成二十三年十二月二十六日提出  
守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 議 長（池嶋 一夫君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） それでは、議案第六号「消防

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の付議事件議六の一から九をお聞き願いたいと存じます。併せまして、参考資料議六の一から十を御参照賜りたいと存じます。

平成二十三年の人事院勧告が、同年九月三十日に衆議院議長及び参議院議長並びに内閣総理大臣に対してなされました。その内容は、公務員の月例給与が、民間の月例給与を〇・二三%、月額にして八百九十九円上回っていることから、民間給与との格差を考慮し、基本的な給与であります俸給月額について、中高年齢層の職員を対象に平均〇・二一%引き下げるといふものでございます。

本消防組合では、人事院勧告を尊重し、現下の経済状況、構成市の動向を受け、種々慎重に検討を加えてまいりました。その結果、消防職員の給与制度につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をしてきたことから、今回におきましても、消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、守口市に準じた内容で条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、附則第二十五項は、現下の経済状況、財政健全化のための取組みとして現在実施しております、管理職職員の給料の減額措置の期間を延長する規定でございまして、減額期間を一年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとさせていただきます。

次に、別表の改正でございます。新たな給料表は中高年齢層を対象とし、本消防組合におきましては、平均で〇・二八%、月額にして一千九十八円の減額となるものでございます。

第二条は、給与構造改革に伴いまして平成十八年度に制定いたしました、消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。附則第六項は、同条例の施行により給料が減額された職員に対して、当該施行日の前日の給料月額を支給する規定でございます。この給料月額につきましても、給料表の改定との均衡を図るため、〇・四九%の減額を行おうとするものでございます。続きまして、附則でございますが、本条例の施行日を平成二十四年一月一日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第六号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定

賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 討論なしと認めます。よって、  
討論を終結いたします。

これより議案第六号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、  
本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。

戸田議員からこれを受けることといたします。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 門真市選出の戸田です。この夏  
から消防議会のホームページに、議事録が載るように改善さ

れたのは大変良いことだと考えます。

さて、この十二月議会の分も来年の三月議会の分も掲載されていくわけですが、消防議会のもう一つの重要な活動である管外視察についても、どこへ、どういう日程で、何を目的に視察に行ったのか、参加者は誰かという、公式発表することを求めます。これは既に、消防の事務局の方で一覧で作っておりますので、それを簡単にはり付けるだけで済みます。

また、消防議会というのは一年ごとにメンバーが更新されますけれども、来年度の構成メンバーが決まった段階で、今ある消防議会ホームページのページの中に、二〇一一年度の消防議会というリンクをはって、それをクリックすれば、二〇一一年度の構成メンバーの議会と構成メンバーと議会の活動、視察報告が読めると、これを今後、毎年度行っていくということを求めます。こうすることによって、市民に対して説明責任を果たすとともに、議員に対しては、今までの消防議会の経過についての情報を提供することができるようになります。議事録掲載は既に行われておりますし、視察報告の掲載は、ごくごくわずかの労力しかかかりません。そうして作った、その年度年度の議会情報をそのままリンクさせればよいだけのことで、容量的には何ら問題はないはずですので、

この提起についての理事者の見解を求めます。少しでも市民や議員に対する情報提供、情報の蓄積を増やして、消防組合と消防議会についての理解を広げていこう、こういう積極的な立場での答弁をお願いします。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 消防議会ホームページに毎年の議会構成と活動を記載して、充実させることについてお答え申し上げます。

本年七月消防組合議会臨時議会分より、ホームページ上に議事日程、会議録及び次回消防組合議会開催日を掲載して、少しでも市民への説明責任や積極的に情報提供の責任を果たすべく、より充実したものへと改善する努力を続けております。

今回、御指摘のございました行政視察の結果報告につきましても、実施できるよう前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、今現在、議長、副議長及び消防組合議会議員等に変更がありました場合には、その都度、ホームページを変更しております。今後、各年度ごとの議会情報についてもリンクできるように前向きに検討いたしますので、よろしく御理解賜

りますようお願い申し上げます。

○ 議長 長（池嶋 一夫君） これをもって一般質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者からごあいさつを受けることといたします。

○ 管理者（西端 勝樹君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございます。

今後、突発的な案件が生じない限り、本定例会をもって納めの議会と相成ります。

本年も残すところあとわずかとなりましたが、この一年間、議員各位により賜りました御意見などにつきましては、今後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねてまいります。

これから、ますます寒さは厳しくなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家

族共々良き新年をお迎えになられますことを、心からお祈り申し上げます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 続きまして、閉会に当たり、私からもごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、とどこおりなく、全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございました。

ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも、組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、議員各位はもとより理事者におかれましても、年の瀬を向かえ寒さ厳しき折、なお一層、御自愛を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

それでは、これもちまして、本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前十時三十五分閉会  
~~~~~